

議案 第72号

【子ども家庭支援部子ども政策課】

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に伴い、条項番号を変更するものです。

【法改正の背景】

指定都市等※における認定こども園の認定又は認可に係る都道府県への事前協議を事前通知に見直すなどのため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されました。

※指定都市等とは、政令指定都市又は中核市をいいます。

【条例改正の内容】

条例で引用している就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の条項番号を変更します。

【施行期日】

公布の日